

亶理町監査委員告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年7月21日

亶理町監査委員 渋谷 憲之

亶理町監査委員 安藤 美重子

記

1 監査等の基準

本監査は亶理町監査基準（令和2年亶理町監査委員告示第2号）に基づいて実施した。

2 監査等の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査

3 監査等の対象

(1) 対象工事

令和2年度に施工した工事の中から以下の工事を抽出した。

監 査 対 象 工 事 名	担 当 課
令和元年度 荒浜雨水ポンプ場 自動除塵機設置工事	上下水道課
令和元年度 (仮称)亶理町防災備蓄倉庫建設工事	総務課・都市建設課
令和元年度 林道一ノ坂線(元災)林道施設災害復旧工事(繰越)	農林水産課
令和2年度 観光トイレ(逢隈駅公衆トイレ)新築工事	施設管理課・都市建設課

(2) 対象事務

令和2年度に施工した工事を対象として実施した。なお、必要があると認める場合は過年度分も対象とした。

(3) 実施年月日

令和3年6月28日(月)

4 監査等の着眼点

契約行為における妥当性や事務手続きの適法性を主眼とし、かつ、それに伴う設計基準及び施工業務について、業務が適正に行われているかどうかにも着目し実施した。

5 監査等の実施内容

あらかじめ提出を求めた関係資料に基づき事務の執行状況等を担当職員から説明を受け書類審査を行い、現場にて竣工状況の確認を行った。

6 監査等の結果

当該工事に関する事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められた。